

す な ちいき とも ささ あ 住まい慣れた地域で共に支え合い、つながり、安心して暮らしていくために

あさひかわし じりつ

旭川市自立サポートセンター

しごと せいかつ 仕事や生活にまつわる「経済的な悩み」などで

こま かた そうだんまどぐち お困りの方の相談窓口です。

ひとり
一人ではなかなか
しごと
仕事をみつけるのが
むずか
難しい。

しゃっきん
借金があるなど
せいかつひ
生活費のやりくりが
うまくいかない。

やちん はら
家賃が払えず
た の
立ち退きをせまら
れている。

いえ
家に
ひきこもっている
かぞく
家族がいる。



こま かた そうだん
このようなことでお困りの方は、まずはご相談ください。

うらめん らん
※裏面もご覧ください。

※ この事業は、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業として、
旭川市からの委託を受け、旭川市社会福祉協議会が実施しています。

旭川市自立サポートセンターでは、このような流れで

自立に向けたお手伝いをさせていただきます。

けいざいてき りゆう
経済的な理由など
せいかつ
生活に困り
こま
の方
かた

あさひかわしじりつ
旭川市自立サポートセンター

かんけいきかん ちいき ひとひと ささ あ
関係機関・地域の人々などの支え合い

1

こま
お困りごとに
はなし
ついてお話を
うかが
伺います

2

いっしょ かいけつ
一緒に解決する
しえん
ための支援プラン
をつくりま
す

3

こうてきせいど
公的制度・サービス
かつよう
などの活用や
ちようせい
調整をしま
す

じょうほうていきよう

・情報提供

かくしゅ しえん きかん そうだんまどぐち しょうかい どうこう
・各種支援機関や相談窓口への紹介（同行）

など

だいしよう かた
対象となる方

あさひかわし きよじゅう けいざいてき りゆう せいかつ こま
旭川市に居住し、経済的な理由などで生活に困っており、
せいかつ ほご じゆきゅう かた
生活保護を受給していない方。

※まずはお問い合わせください。

あさひかわし じりつ

旭川市自立サポートセンター

〒070-0037 あさひかわし じょうどおり ちょうめ ばんち あさひかわしそごうちょうしゃ かい
旭川市7条 通9丁目48番地 旭川市総合庁舎5階

TEL(0166)23-1134

FAX(0166)22-8020

E-mail : jiritsu-support@asahikawa-shakyo.or.jp

まどぐちかいせつじかん
【窓口開設時間】

げつようび きんようび こぜん じ ふん こ こ じ ふん
月曜日～金曜日 午前8時45分～午後5時15分
ど にち しゅく ねんまつねんし やす
土・日・祝・年末年始（12/30～1/4）はお休みになります